

## 大阪府感染症予防計画（案）の概要～新型コロナ対応を踏まえた新興感染症への主な対応～

【予防計画のポイント】

### <計画改定の趣旨>

■ **新型コロナに関する取組みを踏まえ、改正感染症法(R4.12 公布) により、次の感染症の危機に備えるため、以下の点を見直し**

① **保健・医療提供体制に関する記載事項を充実させ、「平時」からの対策と「有事」の対応を明確化**

② 医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制、物資の確保、人材の養成及び資質の向上、保健所の体制整備について**数値目標を設定（協定締結により実行性を担保）**

<計画開始期間> 令和6年度～（国の基本指針は6年（医療提供体制等は3年）ごとに再検討を加え、必要時に変更）

基本的な考え方	「平時」からの対策	「有事」の対応（新興感染症の発生・まん延時）
1. 感染症の特性やフェーズに応じた準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症（「新興感染症」）を想定し、感染フェーズに応じた対応</b></li> <li>・医療機関等との協定締結</li> <li>・府による新興感染症に備えた訓練の実施</li> <li>■ <b>専門家からの助言等を反映した取組みの推進</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>府民等への啓発</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府対策本部会議の設置・運営による総合的対策の推進 &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>専門家からの助言等を反映した取組みの強化</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>府民等への啓発・差別等の解消と相談窓口の設置</b></li> </ul>
2. 病原体等の調査研究や検査の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>地衛研による検査体制の整備と検査機能の向上</b> 【数値目標①】</li> <li>■ <b>民間検査会社等との協定締結</b> 【数値目標②】</li> <li>■ <b>大安研の機能強化</b>（大学等との連携、行政機関への助言・提言、環境サーベイランス研究の推進） &lt;独自&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>地衛研による検査の実施（発生初期）</b>（大安研は民間検査会社参入等に伴いゲノム解析等に重点化）</li> <li>■ <b>協定に基づいた検査の実施（発生初期後）</b></li> <li>■ <b>地衛研による病原体等の調査研究等</b></li> <li>■ <b>大安研による最新の知見・情報を踏まえた助言・提言</b> &lt;独自&gt;</li> </ul>
3. 有事を想定した医療・療養体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）との協定締結</b></li> <li>・医療機関間での機能・役割分担に基づいた協定締結（健康観察含む）</li> <li>・流行初期に病床確保・発熱外来に対応する医療機関への減収補填</li> <li>・個人防護具の備蓄の働きかけ（※府でも備蓄） 【数値目標③】</li> <li>■ <b>民間宿泊業者等との協定の締結と施設運営体制の検討</b></li> <li>・施設確保協定と業務マニュアルの整備や人材確保協定締結の検討 &lt;独自&gt; 【数値目標④】</li> <li>■ <b>協定締結等による消防機関や民間救急等と連携した移送体制の整備</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>外来受診における民間移送機関と連携した体制整備</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>新型コロナの対応を踏まえた有効な対策の検討</b> &lt;独自&gt;</li> <li>・臨時の医療施設の設置・運営マニュアルの整備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>協定に基づいた医療の提供</b>（病床確保、発熱外来、自宅・宿泊療養者や高齢者施設等及び障がい者施設等へのオンライン・往診等による医療提供、後方支援、人材派遣）</li> <li>■ <b>協定に基づいた宿泊施設の開設・運営</b></li> <li>■ <b>消防機関等との協定等による移送等の実施</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>新型コロナの対応を踏まえた有効な対策の推進</b></li> <li>・入院調整の府への一元化の検討 &lt;独自&gt;</li> <li>・臨時の医療施設の設置の検討 &lt;独自&gt;</li> <li>・診療型宿泊療養施設等の設置の検討 &lt;独自&gt;</li> <li>・外出自粛対象者からの相談体制の府への一元化の検討 &lt;独自&gt;</li> <li>・健康観察や生活支援等による療養環境の整備</li> </ul>
4. 感染症人材の養成・資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>行政や医療機関等における感染症人材の研修・訓練等による育成</b></li> <li>■ <b>大学等と連携した医療関係職種の養成等</b></li> <li>■ <b>保健所による地域ネットワーク等と連携した医療機関等での研修等への支援</b> &lt;独自&gt; 【数値目標⑤】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>新興感染症発生及びまん延時における診療等の体制強化に向けた研修等の実施</b></li> </ul>
5. 保健所の計画的な体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>ICT の導入など、業務効率化の積極的な推進</b></li> <li>■ <b>感染拡大を想定した設備等の検討</b></li> <li>■ <b>応援体制の検討</b> 【数値目標⑥】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>業務の重点化・効率化、府への一元化等の実施</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>本庁等による応援人材の派遣等</b></li> </ul>
6. 各施設における対応力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>施設における平時からの感染対策等の徹底</b></li> <li>■ <b>地域ネットワークを活用した感染予防対策の推進</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>高齢者施設等における連携医療機関等との連携強化</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>高齢者施設等及び障がい者施設等への医療提供に係る医療機関との協定締結</b> 【数値目標③】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>医療機関による地域の医療機関のネットワークを活用した感染症の発生・拡大防止の対策</b></li> <li>■ <b>保健所による高齢者施設等や障がい者施設等への感染制御に係る支援</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>協定に基づいた高齢者施設等及び障がい者施設等への医療の提供</b></li> </ul>
7. 予防接種による発生・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>予防接種に関する正しい知識の普及</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>予防接種法に基づく臨時の予防接種の推進</b> &lt;一部独自&gt;</li> </ul>

【数値目標（令和5年10月25日時点）】

①・②【検査体制】	流行初期	流行初期経過後
地方衛生研究所	808 件/日	758 件/日
保健所等	530 件/日	530 件/日
医療機関等（※）	24,158 件/日	64,803 件/日
合計	25,496 件/日	66,091 件/日
（※）定性的な協定を締結することとなった民間検査機関においては、当該機関が保有する検査実施能力（全国から受託可能な検査実施能力）を計上		
③【病床確保】	流行初期	流行初期経過後
重症病床	259 床	368 床
軽症中等症病床	2,360 床	3,948 床
③【発熱外来】	流行初期	流行初期経過後
発熱外来数	2,148 機関	2,273 機関
③【医療提供】	流行初期	流行初期経過後
自宅療養者への提供	合計:5,032 機関 病院・診療所:1,374 薬局:2,946 訪問看護:712	合計:5,146 機関 病院・診療所:1,374 薬局:3,002 訪問看護:770
宿泊療養者への提供	合計:3,512 機関 病院・診療所:508 薬局:2,670 訪問看護:334	3,579 機関 病院・診療所:509 薬局:2,710 訪問看護:360
診療型宿泊療養施設での医療	病院：5 病院	病院：6 病院
高齢者施設等への提供	4,036 機関 病院・診療所:746 薬局:2,741 訪問看護:549	4,104 機関 病院・診療所:730 薬局:2,770 訪問看護:604
③【後方支援】	流行初期	流行初期経過後
感染症以外の患者受入	241 機関	252 機関
転院受入	284 機関	317 機関
③【人材派遣】	流行初期	流行初期経過後
医師	延べ 331 人	延べ 341 人
看護師	延べ 580 人	延べ 589 人
その他	延べ 325 人	延べ 334 人
④【宿泊施設】	流行初期	流行初期経過後
確保居室数	13,625 室	17,087 室
⑤【人材養成】	研修等の回数	
感染症医療担当従事者等、保健所職員、本庁職員	年 1 回以上	
⑥【保健所体制】	流行開始から 1 か月に想定される業務量に対応する人員確保数	
合計	2,283 人 府管轄保健所 585 人(各 65 人)、 大阪市 700 人、堺市 220 人、東大阪市 177 人、高槻市 104 人、豊中市 98 人、枚方市 124 人、八尾市 92 人、寝屋川市 85 人、吹田市 98 人	